

## ■議案第85号 町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）請負契約の締結について

### 【要旨】

本路線は、大正大奈路地区から大正中津川地区を結ぶ1級の幹線町道で地域唯一の生活道です。また、終点の森ヶ内集落にはふるさと林道松原～中津川線があり、本町と梶原町を結ぶ重要な循環道路で、国道439号の迂回路としても利用されています。

工事場所は、大正大奈路から約5km上流にある中津川トンネルの下流側ですが、地形が急峻で現道拡幅が困難なため対岸を通るバイパス的な整備を計画し、平成15年度から国土交通省の地方道路交付金事業により工事に着手しています。

本年度は、橋梁上部工製作・架設工事、床版工事等を予定しており、今回の請負契約はそのうち上部工の製作及び架設工事です。

指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

### 【工事請負契約締結内容】

|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 工 事 名   | 町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）                      |
| 工 事 場 所 | 四万十町 大正中津川 地内                                |
| 契 約 金 額 | 82,950,000円（内消費税3,950,000円）                  |
| 契約の相手方  | 南国市岡豊町中島356番地1<br>株式会社 鉄建ブリッジ<br>代表取締役 森下 伸裕 |
| 工 期     | 議決日の翌日から平成25年3月22日                           |
| 工 種     | 鋼橋架設工事                                       |
| 事 業 量   | 橋長 L=45.5m<br>橋体総質量 W=98.8t                  |

### 【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議決は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（4） 省略

（5） その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（6）～（15） 省略

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会に議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規程により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。